別表第三（第四条第三項関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二一二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二四九
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二五五
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・二八五
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・二八五
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・二八五
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・二八五
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・二八五
昭和十八年四月二日以後に生まれた者	一・二八五

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百九号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　原口　一博
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百十号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百十一号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第四十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第四十七条第一項に規定する政令で定める基準により計算した額は、駐留軍再編促進金融勘定（法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定をいう。以下この条において同じ。）において、当該事業年度に購入した固定資産の取得価額の合計額から当該事業年度における当該固定資産の償却額の合計額を控除した額に相当する額とする。

（剰余金のうち準備金として積み立てる額等）